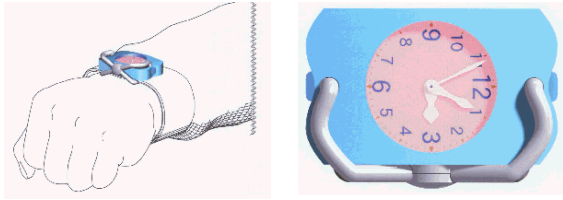


意匠分類記号	意匠分類の名称
J2 - 200	懐中時計及び指輪時計等

対応する旧意匠分類		移行方法...全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号		分類の名称 または 移行した物品
J2 - 20	一	携帯時計
J2 - 20A	一	携帯時計(アナログ表示式)
J2 - 20B	一	携帯時計(デジタル表示式)
J2 - 20C	一	携帯時計(アナログ及びデジタル表示式)
J2 - 21	全	指輪時計
J2 - 21A	全	指輪時計(アナログ表示式)
J2 - 21B	全	指輪時計(デジタル表示式)
J2 - 21C	全	指輪時計(アナログ及びデジタル表示式)
参考分類・参考物品		
分類記号		分類の名称 または 物品の名称
J2 - 400J		置時計(蓋あり)
J2 - 400K		置時計(小形携帯用)
J2 - 500		掛け時計
再掲載指示		
分類記号		分類の名称 または 物品の名称
この分類に含まれる物品		
懐中時計	ペンダント時計	指輪時計
定義		
<p>時間の測定、表示をする機器であり、携帯用として身につけて使用されるもの。 身につけて使う時計で、 直接身につけて使うペンダント時計、指輪時計、衣服や鞆に付けて使う懐中時計のように装身具的な要素のある時計を分類する。 携帯用であっても旅行用等の置き時計としても使うものはJ2 - 400J、J2 - 400Kに分類する。 時計付きネクタイ止めを含む。 腕時計は除く。 J2 - 300 携帯用ストップウォッチは除く。 J2 - 6</p>		
登録11776806号 吊下げ時計	登録1092971号 ペンダント時計	
		

登録1123536号 携帯時計



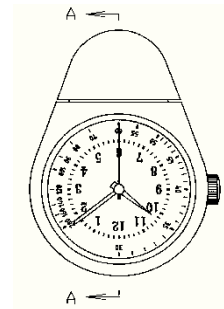
登録1174394号
携帯時計



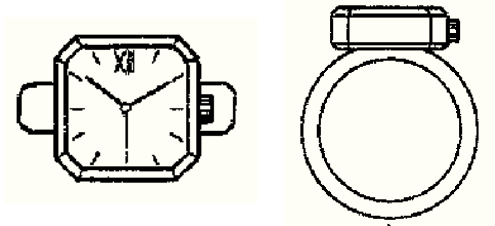
登録1176798号
携帯時計



登録1073349号
携帯時計



登録835774号 指輪時計



他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)

過去に分類した物品の名称

携帯時計